

大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会
第6回ワーキング会議 議事要旨

日時：令和5年8月23日（水）午前10時～正午
会場：大阪市役所 地下1階 第10共通会議室

【議題 次期計画 第1部 総論について】

《 資料1について 説明 》

- ・第3章の「支援の担い手の確保と資質の向上」に関する記載について、専門性や資質の向上が大事だということが強調されているが、まずは担い手の確保が重要であるため、最初にそのことを記載してほしい。
- ・大阪市の今後の方向性の記載において、「市民参加のインクルーシブな社会の実現」とあるが、「市民参加」という用語に健常者と障がいのある人との垣根を感じるため、本来であれば、文言の修正を検討したいところである。
- ・しかし、現実には垣根は残っており、市民みんなでインクルーシブな社会の実現に向けて取組を進める段階であることから、現時点においては「市民参加」という表現が必要である。

【議題 次期計画 第2部 障がい者支援計画について】

《 資料2について 説明 》

- ・第1章の障がいの理解や合理的配慮に関する全職員を対象とした研修について、職員の理解を深めることも大切であるが、各施策において障がいのある人への合理的配慮が行われる仕組みにしていく必要がある。
- ・第3章の節のタイトルについて、「施設入所者の地域移行」と「入院中の精神障がいのある人の地域移行」となっているが、「どこからの地域移行なのか」ということが明確になるよう変更すべきである。
- ・国ではグループホームから一人暮らしへの移行を支援する新たな類型のグループホームの検討が進められているが、市においてはニーズや実態を踏まえながら慎重に検討をすすめてほしい。
- ・一人暮らしをしたい人が、それを実現できるようなサポートができる地域を作る必要がある。障がいのある人の望む生活をどう支えていくのかについて、地域生活支援拠点等を含め、地域自立支援協議会等においてしっかりと検討する必要がある。
- ・第5章の民間住宅への入居支援にある「住宅確保要配慮者」との記載について、用語が示す対象範囲が広く、セーフティネット住宅においても、障がいのある人を対象としていない住宅もあるため、「要配慮者である障がい者」といった表現に変更すべきである。

【議題 次期計画 第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について】

《 資料3・4について 説明 》

- ・資料3の「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、現行の計画でも施設入所者の6%の地域移行を目標としたが、実績は約11.6%となる見込である。次期計画は、国の基本指針に基づく6%ではなく、実績を踏まえた11%ととしてはどうか。
- ・現在の地域移行の実績には、入所時点から在宅復帰を目的として自立訓練を利用している人が多く含まれており、次期計画の数値目標は6%とし、今後は長期間入所している人の地域移行に取り組んでいくことであれば、そのことを計画に示す必要がある。
- ・計画相談支援の見込量について、利用率が50%であるため、これまでの伸びや実績に基づいて設定するのではなく、数値にだけでも志を入れて、もっと利用率を高める必要があるのではないか。
- ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見込量については、国の基本指針に基づいて設定するものであり、大阪市の施策の課題については、障がい者支援計画に記載し、今後の取組は、その課題に基づいて進めていくことを、皆さんが分かるように示してほしい。
- ・資料4の第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況について、精神障がいのある人の実態把握ができるよう、できれば障がい種別ごとのサービス利用状況を表記してほしい。

【その他】

- ・相談支援専門員を増やすといつても、現場では、十分な人材を確保できず、必要な研修を受講することも難しい。さまざまな知識をもった相談支援専門員を育成したいと思っても、人材の確保や研修受講といったことばかりを考えて仕事をしないといけない状況であり、そこに課題があると思う。